


登録商標「」無効審決取消請求事件：知財高裁平成 25(行ケ)10008・平成 25 年 6 月 27 日（2 部）判決〈請求棄却〉

【キーワード】

図形商標，商標の類似・商品の類似（商標法 4 条 1 項 11 号）

【事案の概要】

本件は，引用商標の商標権者である被告 Y の請求に基づき，原告（株式会社ロエン）の有する本件商標に係る指定商品の一部に関して，本件商標が商標法 4 条 1 項 1 1 号（他人の先願登録商標との同一又は類似）に該当するものとしてその登録を無効とした審決の取消訴訟である。

1 本件商標

原告は，次の本件商標の商標権者である（甲 1）。



- ① 登録番号 第 5 2 4 4 9 3 7 号
- ② 出願日 平成 2 0 年 1 1 月 2 8 日
- ③ 登録日 平成 2 1 年 7 月 3 日
- ④ 商品及び役務の区分並びに指定商品

第 1 4 類 身飾品，キーホルダー，宝石箱，宝玉及びその模造品，貴金属製靴飾り，時計

第 1 8 類 かばん金具，がま口金，皮革製包装用容器，かばん類，袋物，携帯用化粧道具入れ，傘，革ひも，毛皮

第 2 5 類 被服，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物，運動用特殊衣服，運動用特殊靴

2 特許庁における手続の経緯

被告は，平成 2 4 年 8 月 6 日，本件商標の指定商品中，第 2 5 類「被服，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物」についての登録無効審判請求をした（無効 2 0 1 2 - 8 9 0 0 6 7 号）。被告主張の無効理由は，

本件商標は下記引用商標と外観において類似し，指定商品において同一又は類似するから，商標法4条1項11号に該当する，というものである（無効理由として同項10号も挙げられたが，審決がその点について判断していないので，その説明は省略）。被告は引用商標の商標権者である。

特許庁は，平成24年12月3日，「本件商標の指定商品中，第25類『被服，一ター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物』」についての登録を無効とする。」との審決をし，その謄本は同月13日に原告に送達された（本件訴訟提起日・平成25年1月10日）。

3 審決の理由の要点

【引用商標】



登録番号 第5155384号
出願日 平成18年10月30日
登録日 平成20年 8月 1日
商品及び役務の区分並びに指定商品

第14類 貴金属，キーホルダー，身飾品（カフスポタンを除く。），貴金属製のがま口及び財布，宝玉及びその模造品，宝玉の原石，時計

第18類 かばん類，袋物，傘，革ひも，原革，原皮，なめし皮，毛皮

第25類 洋服，コート，セーター類，ワイシャツ類，寝巻き類，下着，水泳着，水泳帽，和服，エプロン，えり巻き，靴下，ゲートル，毛皮製ストール，ショール，スカーフ，足袋，足袋カバー，手袋，布製幼児用おしめ，ネクタイ，ネッカチーフ，バンダナ，保温用サポーター，マフラー，耳覆い，ずきん，すげがさ，ナイトキャップ，ヘルメット，帽子，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物，仮装用衣服，乗馬靴

(1) 商標の構成

ア 本件商標

本件商標は，概略，正面を向いた頭蓋骨とその背後に扁平に交差させた2本の骨を組み合わせた黒塗りの図形からなる。

イ 引用商標

引用商標は、概略、正面を向いた頭蓋骨とその下に扁平に交差させた2本の骨を組み合わせた黒塗りの図形からなる。

(2) 外観、称呼及び観念

本件商標及び引用商標は、いずれも、特定の称呼及び観念を生じない。

(3) 類否判断

本件商標は、頭蓋骨と扁平に交差させた2本の骨とが重なっている点、本件商標の頭蓋骨は犬歯が特徴的であるのに対し、引用商標は、頭蓋骨と扁平に交差させた2本の骨とが離れている点等において、差異を有する。しかし、両者ともに、頭蓋骨と扁平に交差させた2本の骨の図形を黒塗りに表してなる点、交差している骨の角度がほぼ同じである点、いずれの頭蓋骨も正面を向いている状態である点、目に相当する部分が両端で下がっている点、鼻に相当する部分の下端が二股に分かれている点等において、その構成の軌を一にするものであり、「正面を向いた頭蓋骨と扁平に交差させた2本の骨を組み合わせた図形を黒塗りに表した構図」として看者の記憶に強く印象づけられるものであり、両商標における構成上の差異は、この共通した印象からすれば微差の範囲にとどまる。したがって、両者を同一又は類似の商品に使用した場合には、需要者がその出所について誤認混同するおそれがある。したがって、本件商標は、引用商標に類似する。

また、請求に係る指定商品は、引用商標の指定商品中の「被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物」に相当するものにおいて同一又は類似の商品と認められる。

以上のとおり、本件商標は、引用商標に類似する商標であり、かつ、引用商標の指定商品と同一又は類似の商品に使用されるものであるから、商標法4条1項11号に該当する。

【判 断】

1 取消事由1（本件商標と引用商標の特定の誤り）について

本件商標は、概略、正面を向いた頭蓋骨とその背後に扁平に交差させた2本の骨を組み合わせた黒塗りの図形から成るものといえ、引用商標は、概略、正面を向いた頭蓋骨とその下に扁平に交差させた2本の骨を組み合わせた黒塗りの図形から成るものといえ、これと同旨の審決の認定に誤りはないというべきである。

原告は、審決が本件商標及び引用商標の外観構成として特定した事項が漠然とし不十分なものである旨を主張するが、前記審決の理由の要点の(1)のとおり審決がした各商標の特定事項は、類否判断の前提となるべき各商標の基本的構成態様であって、類否判断の前提として十分である。各商標の具体的構成態様の相違については、類否判断において考慮すべきことであるし、この基本的構成態様に顕れなかった部分が類否判断において一切参酌されなくなるとい

う関係にもない（審決が上記基本的構成態様にのみ基づいて類否判断の結論を導いたものでないことは、審決の理由から明らかである。）。

以上のとおりであり、取消事由1は理由がない。

2 取消事由2（類否判断の誤り）について

(1) 共通点の認定誤りにつき

審決は、本件商標と引用商標を対比して、両商標は、『正面を向いた頭蓋骨と扁平に交差させた2本の骨片を組み合わせた図形をシルエット風（黒塗り）に表した構図』として、看者の記憶に強く印象付けられ、その構図から共通の印象を受けると認定判断したが、この認定判断は上記構図部分を外観における両商標の要部とし、そこに共通点があるとしたものであり、そこに商品出所識別機能があるとしたものというべきである。この点についての審決の認定判断は支持することができ、そこに誤りはないというべきである。

原告は、上記構図部分は需要者の注意を惹く部分ではない旨を主張するが、この構図をありふれたものであるとする根拠は認められない（原告の提出する証拠〔甲3, 6〕によっても、頭蓋骨と骨片を黒塗りにしかつ写實的に表現した商標が広く浸透しているとは認められない。）。そして、本件商標又は引用商標の指定商品に係る需要者が、商標の差異について殊更に細部にまで注意を及ぼす顧客に限定されていることを裏付ける証拠もない。

したがって、本件商標に係る商品又は引用商標に係る商品の需要者層が、取引の実情として主にファッションに関心を持つ若い男性層であることを想定できないではないが、仮にそうであったとしても、外観における要部の共通点である上記構図部分に商品出所識別機能があることに変わりはない。

原告の上記主張は理由がない。

(2) 相違点の認定誤りにつき

原告は、審決が本件商標と引用商標との差異を正当に認定評価して判断に供していない旨の主張をしていると解されるので、以下、その点について、まず、個々に検討する。

ア 相違点1（商標構成資料の個数）に関し

原告は、本件商標と引用商標とは図形の個数が異なる旨を主張する。

しかしながら、本件商標は、平面視上、頭蓋骨と骨片とが重ね書きされたものであることは明らかであり、その2つを合成した図案とされているのではないから、看者は、頭蓋骨と骨片とをそれぞれに分離して独立の図形として観察、把握するといえる。

したがって、本件商標と引用商標との間の上記部分に係る差異は、実質的には次に判断する骨片の位置の相違に帰する。

イ 相違点2（頭蓋骨及び骨片の位置）に関し

原告は、本件商標と引用商標とは頭蓋骨と骨片の位置関係が異なると主張する。

しかしながら、扁平に交差された2本の骨片の交差角度は、本件商標と引

用商標とではほぼ同一であり、その交差部も、引用商標が頭蓋骨のすぐ下であるのに対し、本件商標のそれは頭蓋骨の背後ではあるものの、その下部であり、看者に両商標における骨片部の位置関係の相違を印象付けるものとはいえない。なお、本件商標からは、頭蓋骨が骨片を啜えているとの印象を受けるものとは認められない。

してみると、本件商標と引用商標との間に頭蓋骨と骨片の位置関係が異なる差異があるとしても、離隔的観察の下においては、微差の範囲にとどまるというべきである。

ウ 相違点3（頭蓋骨部）に関し

原告は、本件商標と引用商標とは頭蓋骨部の輪郭が異なる旨を主張するが、その主張に係る点は、離隔的観察においてはおよそ看者において見分けのつけ難いものであり、微差の範囲にとどまる。

エ 相違点4（眼窩部）に関し

原告は、本件商標と引用商標とは眼窩部の輪郭線が異なる旨を主張するが、その主張に係る点は、離隔的観察においてはおよそ看者において見分けのつけ難いものであり、微差の範囲にとどまる。むしろ、かような微細な点の差異よりも、本件商標と引用商標とで眼窩部が白抜きで両端が下がっているという共通の構成をとっている点が、より強い印象を看者に与えているといえる。

オ 相違点5（側頭骨部）に関し

原告は、本件商標と引用商標とは側頭骨部の白抜きの形状が異なる旨を主張するが、その主張に係る点は、離隔的観察においては看者において見分けのつけにくい形状の差であり、微差の範囲にとどまる。むしろ、かような微細な点の差異よりも、本件商標と引用商標とで白抜きの曲線状の切り込みで側頭部の立体感を表現しているという共通の構成をとっている点が、より強い印象を看者に与えているといえる。

カ 相違点6（鼻孔部）に関し

原告は、本件商標と引用商標とは鼻孔部の白抜きの形状が異なる旨を主張するが、その主張に係る点は、離隔的観察においては看者において見分けのつけにくい形状の差であり、原告の主張によってようやく判明する微差の範囲にとどまる。むしろ、かような微細な点の差異よりも、本件商標と引用商標とで白抜きの折れ線状の切り込みで鼻孔部の空隙を表現しているという共通の構成が、より強い印象を看者に与えているといえる。

キ 相違点7（頬骨部）に関し

原告は、本件商標と引用商標とは頬骨部の形状が異なる旨を主張するが、その主張に係る点は、離隔的観察においては看者において見分けのつけにくい形状の差であり、微差の範囲にとどまる。

ク 相違点8（上顎部）に関し

原告は、本件商標と引用商標とは上顎部の形状が異なる旨を主張し、確か

に、本件商標については、上顎部に人のものとしては不自然に長い2本の犬歯（牙とまでは直ちにいい得ない。）とその犬歯に挟まれた6本の歯が表現されているのに対し、引用商標にそのような歯部が表現されていない点で、本件商標と引用商標とに差異がある（もっとも、上顎部の下端の形状が微差の範囲にとどまることは明らかである。）。

しかしながら、上記犬歯の長さですら頭蓋骨（頭頂部から上顎部下端まで）の長さの約7分の1程度にすぎず、犬歯間の歯は更に小さい上に、本件商標の上顎部は極端に狭く表現されているため、本件商標の上顎部と歯部を合わせたものが引用商標の上顎部にほぼ相当する位置、形状になっている。したがって、看者に両商標における歯部の有無が印象付けられるものとはいえない。

してみると、本件商標と引用商標との間に上顎部の形状若しくは歯部の有無に差異があるとしても、離隔的観察の下においては、微差の範囲にとどまるというべきである。

ケ 相違点9（骨片部）に関し

原告は、本件商標と引用商標とは骨片部の形状が異なる旨を主張する。

しかしながら、相違点9(a)（交差部が頭蓋骨の背後）についていえば、上記イ（相違点2〔頭蓋骨及び骨片の位置〕に関し）のとおり、骨片部の位置が本件商標と引用商標とで異なることは微差の範囲にとどまるものであり、そして、骨片部の位置が頭蓋骨の背後にあれば当然にその交差部は描画されないことになるから、同交差部の描画の有無に独立して看者の注意が向けられることはないというべきである。また、相違点9(b)～(d)については、これらは離隔的観察においてはおよそ看者において見分けのつけ難いものであり、微差の範囲にとどまる。

コ 小括

時と処を異にして離隔的に接する場合、必ずしも常に図形の細部まで正確に記憶されているとはいえないのが通常であることは審決説示のとおりであり（10頁）、以上のア～ケの判断を踏まえると、『本件商標と引用商標とは、いずれも「正面を向いた頭蓋骨と扁平に交差させた2本の骨を組み合わせた図形をシルエット風（黒塗り）に表した構図」として看者の記憶に強く印象付けられるものであり、両商標における構成上の差異は、この共通した印象からすれば微差の範囲にとどまる。』とした審決の認定判断には誤りはないというべきである。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

(3) 相違点判断の誤りにつき

上記(2)に認定判断のとおり、本件商標と引用商標とが「正面を向いた頭蓋骨と扁平に交差させた2本の骨を組み合わせた図形をシルエット風（黒塗り）に表した構図」として共通する一方で両商標における構成上の差異が微差の範囲にとどまる以上、相違点は個々に又は総体として考慮しても上記共通点に凌

駕されるものであり、両者を同一又は類似の商品に使用した場合には、需要者
がその出所について誤認混同するおそれがあるというべきである。本件商標は
引用商標に類似するものと認めるのが相当であり、これと同旨の審決の判断に
誤りはない。

原告は、本件商標と引用商標とがそれぞれ与える印象に顕著な差異がある旨
の主張をするが、上記判断のとおり共通点を有する両商標が取引者及び需要
者に与える印象に、差異があるものとは認められない。

原告の上記主張は理由がない。

(4) まとめ

以上から、取消事由2は理由がない。

結 論

以上によれば、原告の主張する取消事由はすべて理由がない。

よって、原告の請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 本件は、登録商標も引用商標も、その標章の構成態様は、よく目にする頭
蓋骨と2本の骨を組み合わせた図形だけから成るもので、文字や記号などの付
記部分は全くないから、両者を離隔的に観察すれば、類似するものであること
を需要者は容易に認識することができる。この事例は、標章自体は同一ではな
いが、類似する典型例といえるだろう。

したがって、無効請求を認容した審決の判断を違法として争った原告の主張
には説得力がない。

2. ところで、審決は商標の類否判断において、両商標を同一又は類似の商品
に使用した場合、「需要者が出所について誤認混同するおそれがある。し
たがって、本件商標は引用商標に類似する。」と判示しているが、これは本末
転倒の論理ではないか。即ち、商標が類似するから、需要者は商品出所の誤認
混同を起こすのであって、この逆ではないからである。

この論理を明確にしているのが、不競法2条1項1号の規定であり、これは
他人の商品等表示として需要者間に周知のものと同一又は類似の商品等表示を
使用とうした結果、他人の商品等と混同を生じさせる行為を不正競争の一つと
して定義していることを知るべきである。したがって、商標法における商標の
類似について考えるときに、この不競法の規定は十分参考になるだろう。

ちなみに、不競法2条1項2号の規定では、他人の著名な商品等表示と同一
又は類似のものを使用等した行為の場合には、その結果としての他人の商品等
の混同は要件とされていない。

〔牛木 理一〕